

【大通地区景観保全型広告整備地区・区域図】（大通西1丁目～7丁目）



【区域について】大通の南北の道路境界からそれぞれ外側に30mの線、創成川通の西側道路境界、西14丁目通の東側道路境界に囲まれた部分。建築物がこの区域の内外に渡る場合は、当該建築物の敷地全部が当該区域内に属する。

同（大通西 7 丁目～ 1 3 丁目）



【区域について】 大通の南北の道路境界からそれぞれ外側に 30m の線、創成川通の西側道路境界、西 14 丁目通の東側道路境界に囲まれた部分。建築物がこの区域の内外に渡る場合は、当該建築物の敷地全部が当該区域内に属する。(再掲)